

令和5年7月25日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会
(公印省略)

乳児健康診査受診票（一般・後期）【限定版】の修正について

日頃は本会事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先日、大阪府より標記の件につきまして別添1のとおり、情報提供が参りました。

標記については、大阪府からの文書を受け、本年3月28日付の本会発出文書において、「乳児一般健康診査受診票限定版（4か月まで）」は計測値記載欄に「胸囲」を示しております。また、「乳児一般健康診査受診票汎用版」「乳児後期健康診査受診票（9か月から1歳未満）」では「胸囲」について、削除を示したうえで、「1か月児健診に本様式を使用の場合は、適宜『胸囲』計測値記載欄を追記下さい。」と記しております。

しかし、1か月児健診項目について、改めて大阪府がこども家庭庁に質問しましたところ、胸囲測定は不要と確認いたしましたので、別添2にありますとおり、1か月児健診等に使用する「限定版（4か月まで）」の「胸囲」欄についても削除するとのことでした。

大阪府内では、市町村によって受診券の在庫等の事情により、「限定版」の「胸囲」欄を削除することについて、対応時期が異なる旨を聞き及んでおります。確認が必要な場合は、当該市町村の所管課にお問合せ下さい。

一方で、本会の事務審査では胸囲欄のある様式を使用された場合、仮に当該箇所が空欄であっても、返戻の対象としないことを申し添えます。

※ 別添2において、「質問表－生まれたときの様子」の箇所には「胸囲」が残っておりますが、「診査表－この欄は医師が記入してください」の計測部分が削除されております。

(事務局：地域医療1課 湯口)

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp